

平成 20 年 4 月 21 日

株主各位

東京都千代田区外神田二丁目 15 番 2 号  
株式会社 ストリーム  
代表取締役 劉 海濤

第 9 期定時株主総会招集ご通知添付書類の一部修正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 20 年 4 月 7 日付にてご送付申上げました当社第 9 期定時株主総会招集ご通知の添付書類に一部誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正致します。

11 ページ記載（内部統制システムの整備に関する基本方針(7)）

【修正前】

監査役の要請に応じて、取締役および使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、経営企画室は内部監査の結果等を報告する。

【修正後】

監査役の要請に応じて、取締役および使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、経営企画部は内部監査の結果等を報告する。

20 ページ記載（計算書類承認の件）

【修正前】

第 1 号議案 第 9 期(自平成 19 年 2 月 1 日至平成 20 年 1 月 31 日)計算書類承認の件

【修正後】

第 1 号議案 第 9 期(自平成 19 年 2 月 1 日至平成 20 年 1 月 31 日)計算書類承認の件

22 ページ記載（定款変更の一部変更の件）

【修正前】

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【修正後】

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

25 ページ記載（取締役 8 名選任の件）

(注) 5. は全文削除致します。

敬具